

香取市と慶應義塾大学 SFC 研究所との地域力再発見に関する連携協力協定

香取市（以下「甲」という。）、学校法人慶應義塾 慶應義塾大学 SFC 研究所（以下「乙」という。）は、地域の特徴ある資源を再発見し、新たな地域力を創造するため、以下の事項について確認し、連携協力協定（以下、「本協定」という。）を次のとおり締結する。
なお、本協定における乙の担当者は上席所員（常勤）飯盛義徳（総合政策学部・教授）とする。

（目的）

1. この協定は、甲および乙の緊密な連携のもと、相互に協力し、大学・市民・企業・行政を巻き込んだ取り組みを推進することにより、地域の特徴ある資源を再発見し、新たな地域力を創造することを目的とする。

（連携協力事項）

2. 前項の目的を達成するために、次の事項について連携協力（以下、「本連携協力」という。）する。
- （1） スローシティの推進に関すること
 - （2） 地域の食や農などの魅力発見に関すること
 - （3） シビックプライドの醸成に関すること
 - （4） 情報発信（シティプロモーション）力強化全般に関すること
 - （5） 新事業創出に関すること
 - （6） その他地域資源を活用したひとづくり・まちづくりに関すること

（協議）

3. 本連携協力の実施において必要な資源、知見については、甲乙又は本連携協力の推進に関係する各実施主体が役割に応じて負担し、提供するものとし、その具体的な内容は、その都度協議により定めるものとする。

（協定期間）

4. この協定の有効期間は、締結日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
ただし、甲および乙が別途協議のうえで、書面により合意した場合には、当該研究期間を延長または短縮することができる。

（法的効果）

5. 甲および乙は第 4 条に規定された有効期間を除き、本協定に規定されたいかなる条件も甲および乙を法的に拘束せず、甲および乙に対しいかなる法的義務を発生させるものでないことを合意し、確認する。甲および乙は、本協定が、甲および乙が本連携協力と同一もしくは類似の、又は競争関係にあるいかなる事業に従事し、投資し、当該事業のために活動し、当該事業を代表し、関与することを妨げるものではないことを合意し、かつ確認する。

この協定書は 2 通作成し、甲乙それぞれが押印または署名のうえ、各 1 通を保有する。

令和 6 年 11 月 20 日

（甲）千葉県香取市佐原口 2127

香取市

香取市長



（乙）神奈川県藤沢市遠藤 5322

学校法人慶應義塾

慶應義塾大学 SFC 研究所

所長

